平成２２年（再イ）第８２号
広島県廿日市市峠90番地100
再生債務者　東　　竜也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月21日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第２１号
福岡県宮若市龍徳1773番地１
再生債務者　中村　　進
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月21日　福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（再イ）第６０１号
札幌市西区西野９条６丁目５番16号
再生債務者　木村　康二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月21日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第５７号
愛知県一宮市千秋町穂積塚本字宮西45番地４
再生債務者　中村　和巳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月21日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（再イ）第３５９号
大阪市平野区長吉川辺３丁目４番78―203号
再生債務者　栗原みい子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第７７０号
大阪市浪速区下寺２丁目４番18号
再生債務者　天川赤流こと　徐　　赫振
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第１６８号
大阪府岸和田市岡山町415番地の７
再生債務者　幅田　　篤
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月20日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２２年（再イ）第３４１号
横浜市青葉区新石川１丁目２番地１ヒルズあざみ野Ｃ―202
再生債務者　江藤　啓之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月21日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第３５１号
横浜市泉区上飯田町2898番地５
再生債務者　松本　義徳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月21日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第３５６号
横浜市港南区港南台９丁目19番１―915号
再生債務者　田母神秀司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月21日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第２０号
愛知県豊橋市伝馬町53番地の２
再生債務者　森田　修司（旧姓清水）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月20日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（再イ）第３１号
滋賀県彦根市岡町109番地22
再生債務者　中島　彦治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月21日　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（再イ）第１２９号
大阪府岸和田市磯上町１丁目11番33―104号
再生債務者　菊之井利行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月21日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２２年（再イ）第１５３号
大阪府岸和田市筋海町11番３号
再生債務者　田中　勇治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月21日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 107 号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成23年１月20日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 23 年２月３日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
1、承認番号　第D111号
2、名称　株式会社タニタ秋田
3、住所　秋田県大仙市堀見内字下田茂木添28―1
4、特定計量器の種類　非自動はかり

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 23 年２月３日　　北海道教育委員会
1　失効した免許状
氏名　余合　伸介　本籍地　北海道
免許状の種類、教科、番号
⑴　小学校教諭１種免許状、昭54小１普第867号
⑵　中学校教諭１種免許状、技術、昭54中１普第1112号
⑶　特別支援学校教諭１種免許状、知的障害者・肢体不自由者・病弱者、昭54養１普第88号
2　授与権者　北海道教育委員会
3　授与年月日　昭和54年３月15日
4　失効年月日　平成22年４月22日
5　失効の事由　教育職員免許法第５条第１項第３号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50～70歳位の男性、身長161㎝位、着衣はなし、所持金5,099円
上記の者は平成23年１月15日午後１時15分頃、千葉県香取市牧野280番地３ふれあい橋下橋脚にて発見されました。死亡日は不詳。身元不明につき遺体は火葬に付し、遺骨は市無縁墓地に納骨してありますので、心当たりの方は当市健康福祉部社会福祉課まで申し出てください。
平成 23 年２月３日
千葉県　　香取市長　宇井　成一